

平成24年7月20日

資源エネルギー庁

「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」

を取りまとめました

経済産業省は、本日、避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方（以下「賠償基準の考え方」という。）を取りまとめましたので、お知らせします。

賠償基準は、賠償の実施主体である東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）が定めるものですが、今回の賠償基準は避難指示区域の見直し及び今後の被害者の方々の生活再建に密接に係わるものであるため、政府としても被害を受けた自治体、住民の方々の実情を伺い、それを踏まえて賠償基準に反映させるべき考え方を取りまとめることといたしました。

今後、この賠償基準の考え方を受けて東京電力が具体的な賠償基準を策定することとなっております。

1. 経緯

- (1) 本年3月に、原子力損害賠償紛争審査会が区域見直しに伴う賠償の基本的な考え方に関する中間指針第二次追補の公表を行いました。この指針を踏まえて、賠償の実施主体である東京電力が実際の賠償金支払いの詳細を定めた賠償基準を策定することとされていきました。
- (2) しかしながら、今回の賠償基準は今後の避難指示区域見直し及び被害者の生活再建に密接に関わるものです。そのため、政府としても、その策定を東京電力任せにせず、被害を受けた自治体、住民の方々の意見や実情を伺い、これを踏まえて賠償基準に反映させるべき考え方について取りまとめを行うこととしました。
- (3) 一部の論点については関係自治体等との間で、今後も議論を継続することとしていますが、継続して検討する論点や、基準として対応すべき新たな問題点が明らかになれば、追加的な基準を策定する等の対応を行うこととします。
- (4) なお、今回、政府の考え方を踏まえて東京電力から公表される賠償基準は、住民による詳細な損害証明等を経ることなく、より多くの住民が簡便かつ迅速に賠償金の支払いを受けるための選択肢を提供するものです。
- (5) 個別に特別な事情があるなど、基準によることが適当ではない場合には、

個別請求による手続きや、あるいは和解仲介手続き等による解決を選択することも当然に可能です。

2. 「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」の概要

(1) 避難指示解除のタイミングや、個別の不動産の事故前の価値を勘案した不動産の賠償

帰還困難区域では、事故前の価値の全額を賠償。居住制限区域・避難指示解除準備区域は解除までの期間に応じて賠償します。解除が事故時点から6年以上経過後の場合は全損、事故時点から3年で解除された場合は半額を賠償します。

(2) 避難指示解除までの期間に応じた精神的損害の一括払い

一人当たり月額10万円を基準に算定します。例えば解除までに5年以上要する見込みであれば、600万円の一括払いとします。

(3) 営業損害・就労不能損害の一括払い

農林業で5年分、その他の業種で3年分、給与所得で2年分とします。

(4) 家族構成に応じた家財の賠償の定額払い

大人2名、子ども2名の世帯なら、帰還困難区域で約670万円、居住制限区域及び避難指示解除準備区域で約500万円とします。

(5) その他

旧緊急時避難準備区域における家屋の補修・清掃費用の定額払い、早期帰還者、滞在者への精神的損害賠償の遡及、営業損害の一括払い 等

<別添資料>

- ・参考資料①「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」
- ・参考資料②「補足資料」

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス事業部原子力損害対応室長 守本

担当者：市川

電話：03-3501-1511 (内線 4591~3)

03-3580-6304 (直通)